(1)　(略)

(2)　公共交通事業者等に求める必要な協力

地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、海上運送利便確保実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。公共交通事業者等が行う協力の例としては、利用実績をはじめとするモビリティ・データの提供等が想定される。

「正当な理由がある場合」とは、例えば、データ提供が公共交通事業者等の経営や営業に不利益を与える場合や、データ提供に係る作業負担が通常の業務運営に著しく不利益を及ぼす場合、地方公共団体における情報取扱いのための安全管理体制が不十分である場合、公共交通事業者がデータを保有していない場合等が想定される。

(3)～(7)　(略)

(8)　自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する留意事項

自動車地域旅客運送サービス再構築事業については、地方公共団体が、運送主体の選定や、公共交通事業者や施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者からの協力のあっせんを行うなど、主導的な役割を果たすことが求められる。地方公共団体の人材やノウハウが不足する中において、こうした取組を進めるためには、関係者相互間の連絡調整や合意形成、実施体制の構築等について、連携促進団体の有する知見やリソースを活用することが有効である。

バス路線等における休止又は廃止のおそれの有無については、当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する公共交通事業者等からの運行の継続やサービス水準の維持が困難である旨の申出や、減便等をはじめとするサービス水準の低下等に係る状況等を踏まえ、当該公共交通事業者等と協議の上、地方公共団体が判断する。

事業の実施に当たっては、地域の関係者間の協議において、当該バス路線等が存する地域における運送を、運送の種別又は態様の別のいかんにかかわらず再び実施し、又は継続する必要性について認識を共有し、地域の共通認識として明確化した上で、公募に関する実施方針（公募を実施しない場合には、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画。以下三18(8)において同じ。）の作成を行うものとする。その際、地域の実情に応じて、都道府県や複数市町村が連携して事業を実施することについても検討を行うことが重要である。

生を地方公共団体等の支援により図る鉄道再生事業、廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービス提供事業者を選定し、地域旅客運送サービスを継続する地域旅客運送サービス継続事業、貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る貨客運送効率化事業並びに地域公共交通の利用者の利便を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う地域公共交通利便増進事業がある。地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点から、各々の事業の特性や、地域における公共交通の利用状況、他の公共交通事業への影響、人口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で、地域公共交通計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、当該地域公共交通計画に記載するものとする。

(1)　(略)

(新設)

(2)～(6)　(略)

(新設)